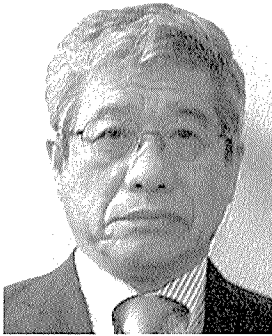


巻頭言



急性暴露評価開始に思う

(公財) 日本植物調節剤研究協会評議員
(一財) 残留農薬研究所顧問 加藤保博

初めに私事ですが、本年6月に一般財団法人残留農薬研究所理事長を退任し、現在は顧問をしております。1972年に設立後間もない研究所に入り、多くの方々のご指導、ご支援を頂いて今日まで何とかやってまいりました。紙上をお借りして関係各位に厚く御礼申し上げます。入所時には新築1年のピカピカであった東京都小平市鈴木町の施設は、2011年にはお隣の日本植物防疫協会の研究所(後の小平分室)及び資料館と共に撤去されて高層マンションに変わり、もう一方のお隣さんである農薬検査所(現FAMIC農薬検査部)も高層施設となって当時の面影を残すのは、小金井カントリークラブだけと云っても良い程に変わりました。この間、色々な事がありました。中でも思い出深いのは、GLP制度開始に伴う公的試験機関の廃止、毒性試験受託低迷による合理化、代謝施設の立上げ・常総施設の新設、現行植物代謝・環境中動態試験ガイドライン素案の作成、残留基準のポジティブリスト化、急性暴露のヒト健康影響評価の導入です。

この食品からの急性暴露によるヒト健康影響評価に対応した食品からの急性暴露量(短期摂取量)の推定という話題に初めて接したのは、1999年でした。前年に発足した厚生省食品衛生調査会の暴露評価部会委員をしていたことから、国際食品規格委員会の残留農薬部会(CCPR)に厚生省の要請で出席した時です。CCPR及びリスク評価の国際機関であるFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)ではその数年前から食品中残留農薬の長期暴露によるリスク管理手法の精密化に加えて、急性暴露によるリスク管理法が検討されており、登録された使用法で生じる食品個体別の最高残留濃度は、複数個体からなる混成試料を分析して得る、残留基準値設定に参照する作物残留試験における最高残留濃度の何倍になるのかという議論の真最中でした。10倍とか7倍とか、と

んでもない高い倍率での議論で驚いたものです。この倍率は、国際的な調査データが揃うに従って、条件付きで5倍、更には無条件で3倍にと年々変わり、2003年にはこの倍率も含めて推定法がほぼ固まり、2006年(平成18年)に確定しました。国内では、本年から本格的に「ヒトの24時間またはそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量」(急性参照用量:ARfD)の設定が本格化し、先月末には食品からの急性的な最大摂取量(推定短期摂取量)の算定法と日本人の食品短期摂取量の表、いずれもJMPRの考え方にほぼ準じたものが決定され、基準値設定に生かされることになりました。

これにより、登録された使用法は、農作物に被害を生じることなく、殺虫、殺菌、除草など農薬としての薬効を適切に発揮し、かつ、処理された農産物を急性的に摂取しても、長期に亘って摂取しても、乳幼児や妊娠女性を含めて、国民の健康に悪影響を与えないことを保証できるものとなりました。食の安全に対する信頼は国内的にも国際的にも高まり、結構なことですが。但し、ARfDは許容量であり、摂取量がこれを超えたら悪影響が出る量のことではないこと、急性毒性が低くARfDを設定する必要のない農薬も多く、基準値超過は必ずしも許容量超過とはならないこと、推定摂取量は、多くの仮定を含んだ複雑な式を用いた推定値で、安全のため、推定の各段階で暴露量を過大に評価していることを消費者等にきちんと説明し、理解を得るべきでしょう。急性暴露評価の導入は、残留基準のポジティブリスト化に匹敵する食の安全と農薬の規制・登録に大きな影響を与えるものであり、関係行政当局はそれに匹敵するようなりリスクコミュニケーションのキャンペーンを実施されるようお願いしたい。また、摂取量推定に係る信頼性が国際基準に満たないデータの早急な充実化を期待したい。